

「武豊社協障がい相談支援センター」重要事項説明書

武豊社協障がい相談支援センター(以下「事業所」という。)は、利用者に対して相談支援(サービス等利用計画の作成)を行います。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上のご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

1. 事業者

名称	社会福祉法人 武豊町社会福祉協議会
所在地	愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
電話番号	0569-73-3104
代表者氏名	会長 中川 美知夫
設立年月	昭和61年 4月

2. 事業所の概要

事業所の種類	指定特定相談支援事業所 平成26年4月1日 指定 2338400118 号 指定障害児相談支援事業所 平成26年4月1日 指定 2378400077 号
事業の目的	利用者が地域において自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、利用者の立場に立った計画相談を行い、事業者が利用者に対して適切な相談支援サービスを提供する。
事業所の名称	武豊社協障がい相談支援センター
事業所の所在地	愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地
電話番号	0569-73-3104
FAX 番号	0569-73-8377
管理者氏名	榊原 崇洋
開設年月	平成26年4月1日
事業実施地域	武豊町内
営業日及び受付時間	8時30分～17時15分 月曜日～金曜日(ただし祝日、12月29日から1月3日までを除く)

3. 職員の体制

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	人数	備考
管理者	1名	常勤・兼務
相談支援専門員	4名	常勤・専任 常勤・兼任

当事業所では、利用者に対して指定計画相談支援を提供する職員として、上記の職種の職員を配置しています。

4. 職員の職務内容

職種	職務の内容
管理者	従業者の管理及び利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、従業者に法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
相談支援専門員	基本相談支援及びサービス等利用計画(障害児の場合は障害児支援計画をいう。)の作成及び継続的なモニタリング等を行う。

5. 当事業所が提供するサービスと利用料金

(1) サービス内容

① サービス等利用計画の作成

利用者のご家庭を訪問または事業所内にて、利用者の心身状況、その置かれている環境等を把握した上で、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が、総合的かつ効率的に提供されるように配慮して、サービス等利用計画を作成します。

<サービス等利用計画の作成の流れ>

①相談支援専門員は、利用者の居宅等への訪問または事業所内にて、利用者及びその家族に面接して利用者の心身の状況等、利用者が希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等を把握します。

②サービス等利用計画の作成の開始にあたっては、当該地域における指定障害福祉サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正に利用者又はその家族に対して提供して、利用者にサービスの選択を求めます。

③利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者及び障害児の保護者の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービス(以下、「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように配慮します。

④利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における指定障害福祉サービス等又は指定地域生活相談支援が提供される体制を勘案して、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類、内容、量、福祉サービス等を提供する上での留意事項、関係法令に規定する厚生労働省令で定める期間に係る提案等を記載したサービス等利用計画案を作成します。

⑤④で作成したサービス等利用計画案に盛り込んだ福祉サービス等について、介護給付費等の対象となるか否かを区分した上で、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者及びその家族に対して説明し、利用者等の同意を得た上で決定します。

⑥支給決定又は地域相談支援給付決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等、指定一般相談支援事業者その他の者との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集した会議の開催等により当該サービス等利用計画案の内容について説明を行うとともに、担当者から専門的な見地から意見等を求めることとします。また、これを基に、相談支援専門員はサービス等利用計画を作成し、利用者等の同意を得た上で決定します。

② サービス等利用計画作成後の便宜の供与

- ・ サービス等利用計画作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握及び利用者についての継続的な評価(以下、「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うとともに、新たな支給決定、又は地域相談支援給付決定に係る申請の勧奨及び必要な援助を行います。
- ・ モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、利用者の居宅等への訪問または事業所内にて、利用者等に面接するほか、その結果を記録します。

③サービス等利用計画の変更

利用者がサービス等利用計画の変更を希望した場合、または事業者がサービス等利用計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意に基づき、サービス等利用計画を変更します。

④障害者支援施設等への紹介

ご利用者が居宅において日常生活を営むことが困難となったと認められる場合又はご利用者が障害者支援施設等への入院又は入所を希望する場合には、障害者支援施設等への紹介その他の便宜の提供をいたします。

(2) サービス利用料金

指定計画相談支援サービスに関する利用料金について、事業者が法律の規定に基づいて、市町村から計画相談支援給付費額を受領する場合(法定代理受領)は、ご利用者の自己負担はありません。

事業者が計画相談支援給付費額の代理受領を行わない場合は、下記の金額をお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。(「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの区市町村に申請すると計画相談支援給付費が支給されます。)

6. サービスの利用に関する留意事項

サービス提供を行う相談支援専門員

(1) サービス提供時に、担当の相談支援専門員を決定します。担当の相談支援専門員が交替する場合は、予め利用者に説明するとともに、利用者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないように十分に配慮します。

(2) 支援の内容の品質向上と支援体制の効率化のため、相談員との面接時にスマートフォンや録音機器による音声録音、タブレット端末等を用いた記録を行う場合があります。録音した情報は適切に管理いたします。

7. 利用者の記録や情報の管理、開示について

本事業所では、関係法令に基づいて、利用者の記録や情報を適切に管理し、利用者の求めに応じてその内容を開示します。(開示に際して必要な複写料などの諸費用は、利用者の負担となります。)
保存期間は、指定計画相談支援サービスを提供した日から5年間です。

* 本事業所における記録の項目は次のとおりです。

- (1) 福祉サービス等の事業を行う者等との連絡調整に関する記録
- (2) サービス等利用計画案及びサービス等利用計画
- (3) アセスメントの記録
- (4) サービス担当者会議等の記録
- (5) モニタリング結果の記録
- (6) 関係機関からの情報提供に関する記録
- (7) 契約書
- (8) 重要事項説明書
- (9) 利用者負担に関する関係書類
- (10) 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- (11) 利用者からの苦情内容等の記録
- (12) 事故の状況及び事故に際しての採った処置についての記録

8. ハラスメント対策の強化について

- (1) 事業所は、相談支援専門員が利用者に対し、暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷等の迷惑行為、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。
- (2) 利用者は、相談支援専門員に対し、暴言・暴力・嫌がらせ・誹謗中傷の迷惑行為、セクシャルハラスメント・カスタマーハラスメントなどの行為を禁止します。
- (3) 事業所では、適切な相談支援の提供の観点から、性的な言動や優越的な関係を利用した言動を禁止し、職員が働きやすい就業環境を目指しています。

9. 損害賠償保険への加入について

事故発生時は、契約書の緊急連絡先及び損害賠償保険に連絡いたします。

保 険 名 社会福祉法人全国社会福祉協議会「社協の保険」

補償の概要 対人対物 1事故1億

10. 苦情等の受付について

(1) 当事業所における苦情の受付及びサービス利用等のご相談

サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談、利用者の記録等の情報開示の請求は以下の専用窓口で受け付けます。

○お客様相談係 <苦情受付担当者> [管理者] 榊原崇洋

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8:30～17:15

(2) 第三者委員

本事業所では、地域にお住まいの以下の方を第三者委員に選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見などをいただいています。利用者は、本事業所への苦情やご意見は「第三者委員」に相談することもできます。

<第三者委員>

名 前	連絡先
籾山 政廣	武豊町字富貴字新田122 (tel) 0569-72-3635
小野 忠次	武豊町字明神戸31-5 (tel) 090-6760-2799

(3) 行政機関その他苦情受付機関

武豊町役場 健康福祉部福祉課	所在地 武豊町字長尾山2番地 電話番号 0569-72-1111
愛知県運営適正化委員会	所在地 名古屋市東区白壁一丁目50番地 (愛知県社会福祉会館内) 電話番号052-212-5515

11. その他

【虐待防止について】

当事業所では、虐待の疑いを少しでも発見したときは、関係機関への連絡を行う義務があります。また虐待の防止のため、指針を整備し、従業者に対して虐待防止の研修を行います。

【感染症の予防について】

当事業所では感染症の発生やまん延しないようにするため、指針の整備や相談支援専門員に対して、研修及び訓練を行います。